

第109号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島
根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。